

別紙

仕様書（保守点検）

入札番号 第1号

物件名：デジタル複写機保守点検業務(盛岡森林管理署)

1 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

2 対象となる機器名及び設置場所

機器名	機種	設置場所
FUJIFILM Apeos C6570	カラー	岩手県盛岡市北山二丁目2番40号 盛岡森林管理署 事務室

3 保守点検業務内容等

- (1) 受注者は、機器の点検・調整等、毎月1回以上定期的に実施すること。また、併せてカウンターの数値確認作業を実施すること。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月末日（平日）に実施することとする。
- (2) 受注者は、機器が故障した場合は、発注者の請求により遅滞なく技術員を派遣し、発注者の業務に支障のないよう正常な状態に回復すること。
- (3) 機器の保守調整等に必要とされる部品（用紙及びステープラー針は除く。）の費用は、「カウンター方式」による1枚当たりの単価契約とし、すべて保守料金に含むものとする。
- (4) 機器の保守調整等に要する経費は、次の場合を除き受注者の負担とする。
 - ア 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。
 - イ 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
 - ウ 天災・地変その他これに類する災害による場合。
- (5) コピー予定枚数（月予定枚数×12ヶ月）

モノクロコピー、プリント	月	8,000枚	×	12ヶ月	=	96,000枚
フルカラーコピー	月	800枚	×	12ヶ月	=	9,600枚
フルカラープリント	月	6,000枚	×	12ヶ月	=	72,000枚

※上記数量は予定数量であり、変動するものとする。

4 請求代金の計算方法

受注者は、当該月の総複写枚数に単価を乗じた金額から、不良コピー、テストコピー分としてモノクロ1パーセント、カラー1パーセントを控除した金額に、消費税額を上乗せし、発注者の定めた手続きにより請求するものとする。

なお、3月期についてはカウンター数値確認作業実施後速やかに請求するものとする。

5 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。